

父子家庭のニーズの動向に関する研究

— 地方自治体における実態調査の分析(その2) —

研究第9部

川西 康裕

I はじめに

小論では、前年度に引き続き地方自治体における父子家庭生活実態調査を分析する¹⁾。今回分析の対象とするのは、昭和58年1月までに厚生省児童家庭局企画課と各都道府県、指定都市のご協力をえて収集した61の調査報告である。それらは巻末に「分析資料一覧」として収載した。

II 調査の実施状況

調査報告の記述から、これまでに合計74の調査が実施されていることが確認される。年次別にみると、昭和40年に宮崎で最初の調査が実施され、50年頃から徐々に調査件数が増え、53—55年に、いわばピークを迎えると同時に未調査の地域がほぼ消えている(表1)。このなかには追跡調査や再調査も含まれているが、前回調査は県社協(県民児協)が実施し、再調査では県が実施しているというケースがしばしば認められる(表5参照)。こ

表1 年次別調査実施地域

年	調査地域	計
40	(宮崎)	(1)
42	京都	1
44	(北海道) (栃木) (香川) (宮崎)	(4)
47	(千葉) (東京) (大分)	(3)
48	山形(宮崎)	1(2)
49	神奈川, 佐賀	2
50	兵庫, 広島, 香川, 佐賀, 鹿児島	5
51	福島, 栃木, 群馬, 福井, 長野, 鳥取, (熊本)	6(7)
52	茨城, 新潟, 石川, 奈良, 山口, 長崎, 大分, 宮崎, (宮城)	8(9)
53	青森, 岩手, 秋田, 埼玉, 東京, 山梨, 静岡, 滋賀, 鳥根, 徳島, 愛媛, (大阪)	11(12)
54	北海道, 山形, 福島, 東京, 神奈川, 岐阜, 愛知, 京都, 名古屋, 神戸, (千葉)	10(11)
55	宮城, 長野, 和歌山, 広島, 高知, 福岡, 佐賀, 熊本, 大分, 鹿児島, 沖縄, 広島市	12
56	群馬, 大阪, 宮崎	3
57	千葉, 富山	2
計		61(74)

注1 調査地域の()内は実施を確認しているが報告書を入力していないもの。

2 計の()内の数字は入力していない調査を含めた数。

のことは、地方自治体が父子家庭の出現を深刻な社会問題として認識してきたことの表われと考えられる。このように調査主体の変化を一部内に含みつつ、昭和55年には地方自治体レベルの調査がわが国のほぼすべての地域に波及したとみられる。国は地方自治体の報告を検討したうえで、昭和58年8月に父子家庭を対象にして初の全国調査を実施した²⁾したがって現時点においては地方自治体と国の双方によって父子家庭の実態が解明されつつあるといつてよい。

III 調査の構造

1. 父子家庭の数
いずれの調査においても、各自治体における父子家庭の数と生活実態(生活意識を含む場合もある)を明らかにし、これを基礎資料として、社会問題としての父子家庭に提供しうる援助施策を効率的に追求しようという意図が含まれている。父子家庭の数は問題の広がりを示すものであり、各調査における父子家庭の定義にしたがって、住民基本台帳

や民生・児童委員の独自の調査などから集計される。定義については、前回報告で指摘したように各地域間に微妙な相違が認められるが、その相違をもっとも明確に表わしているのは「同居する児童の年齢」であり、つぎに「父と子以外の同居人を含むか否か」である。国の調査(58)では「現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない男子と児童のいる世帯」と定義されていて、児童の年齢は20歳未満で父と子以外の同居人を含む規定になっている。そこでこの2点のみについて各調査を検討すると、児童の年齢では18歳未満のものが18³⁾、20歳未満のものが43で、20歳未満の規定が大半を占めており、同居人についてはこれを全く認めないものは3調査(神奈川(49)、千葉(57)と国勢調査の定義を採用した愛媛(53))だけで(4調査で不明)、その他の調査では同居人を認めている。したがって、地方自治体による大部分の調査は国と同様の規定を有していると考えられる(表2)。

父子家庭の数は各調査の定義にもとずいて集計される。表3は調査報告書から知れる父子世帯(家庭)数と出現率を整理したものである。61調査のうち東京(53)、愛知(54)、大阪(56)、和歌山(55)の計4調査は父子世帯数を推計しており、愛媛(53)は昭和50年国勢調査の「核家族世帯のなかの男親と子供から成る世帯のうち、18歳未満の親族のいる世帯」を採用しているが、その他の調査のすべてで全数集計している。地域別父子世帯数では、354の島根(53)から11,800の東京(53)まで大きな地域格差があるが、なかでも東京(53)、大阪(56)、北海道(札幌市含、54)、愛知(名古屋市含、54)等大都市圏での数の大きさにはとくに注意を払う必要がある。出現率では0.15の千葉(57)がもっとも低い、表2にみられるように、他地域に比較して制限的な定義の影響が相当に大きいものと考えられる。千葉(57)を除けば島根(53)がもっとも低く0.17であり、高知(55)が0.62でもっとも高い。国の調査(58)では父子世帯数は167,300で、厚生行政基礎調査(昭和58年6月)の全世帯数(36,497千世帯)との割合で父子世帯の出現率をみると0.5である。しかし地方自治体で0.5以上の出現率を示したのは鹿児島(55)、高知(55)だけであり、32調査が0.20から0.40の間に集中している。

都道府県の出現率を市部、群部で比較すれば、市部が群部を上まわっているのは神奈川(54)と富山(57)だけであるが、53年以降の24調査について実数の割合で両者の全体を比較すれば市部:群部は6:4であり、15調査で市部が過半数を上まわっている(表4)。この15調査のうち父子家庭の7割以上を市部が抱えている地域は北海道(札幌市含、54)、千葉(57)、神奈川(54)、富

山(57)、愛知(名古屋市含、54)と5地域もあるのに対して、群部が過半数を越えた9地域のすべてでその割合は6割に届いていない。また指定都市の出現率では川崎市(49)で0.40、広島市(55)で0.41と比較的高い数値を示している。これらのことから父子家庭の問題の広がりを量的にとらえれば、都市部でより深刻な状況があるといえる。

つぎに同一地域の調査における出現率を比較すると、データのある5地域(神奈川(49, 54)、長野(51, 55)、大分(52, 55)、宮崎(52, 56)、鹿児島(50, 55))のすべてで近時点の調査の方が高い数値を示している。世帯数によって比較できる5地域(山形(48, 54)、福島(51, 54)、群馬(51, 56)、京都(42, 54)、広島(50, 55))においても、福島を除いた4地域で数の増加が認められる。したがって父子家庭問題は、いわば全国的な規模で量的な広がりの度合いを次第に増し加えつつある。

2. 父子家庭の生活実態

(1)「父子家庭の問題構造および問題解決の理論」探究モデル

地方自治体による各調査は父子家庭の数とともにその生活実態を明らかにするものである。父子家庭の数が社会問題としての広がりを量的に示すものであるとすれば、生活実態とは父子家庭の問題構造を意味する。生活実態の把握は問題構造の解明と同義であり、問題構造の解明は問題解決を目的としている。そして解明された問題構造に応じた問題解決がはかられるためには、両者の間に論理的整合性が必要である。このように考えると、調査実施→施策遂行のプロセスは「父子家庭の問題構造および問題解決の理論」の探究のプロセスであるともいうことができる。

このプロセスは「仮説」→「検証」→「理論構成」→「実践および再検証」と表現される。

第1の「仮説」は、父子家庭の定義と、家族構造、収入、父子家庭になった原因等による父子家庭の類型化作業と、各類型における問題構造および問題解決の理論仮説の構成を含む。

第2の「検証」は、可能であれば対象者全数に対する質問紙調査と抽出された対象者に対する事例調査の実施およびその分析、調査員の意見の収集・整理、さらには調査全体のまとめと考察を含む。

第3の「理論構成」は、「仮説」「検証」の全過程を再度分析して、当初の理論仮説を現実のデータによって修正補強し、いわばより完備な理論仮説を構成する段階であるが、調査のまとめおよび考察においてもこのような知的営為は部分的に含まれるものである。

表2 定義の検討

No.	調査地域	父子以外同居人	子の年齢 1820 歳未満	備考
1	北海道(54)	○	18	祖母等母親がわりのいる世帯と一般父子世帯を区別
2	青森(53)	○	20	
3	岩手(53)	○	20	
4	宮城(55)	○	20	
5	秋田(53)	○	18	
6	山形(48)	○	20	
7	山形(54)	○	20	
8	福島(51)	○	18	
9	福島(54)	○	20	
10	茨城(52)	○	18	
11	栃木(51)	不明	18	
12	群馬(51)	○	20	
13	群馬(56)	○	20	
14	埼玉(53)	不明	20	
15	千葉(57)	×	18	配偶者が長期家出、別居、生死不明、病疾、拘禁のばあいを含む
16	東京(53)	○	20	
17	神奈川(49)	×	20	
18	神奈川(54)	○	20	
19	新潟(52)	○	20	
20	富山(57)	○	20	
21	石川(52)	○	20	
22	福井(51)	○	20	
23	山梨(53)	○	20	
24	長野(51)	○	18	
25	長野(55)	○	18	
26	岐阜(54)	○	18	
27	静岡(53)	○	18	
28	愛知(54)	○	20	満20歳以上の成人女性除く、但生死不明、病疾、拘禁のばあいを含む
29	滋賀(53)	○	20	
30	京都(42)	○	18	

31	京都(54)	○	20	
32	大阪(56)	○	20	
33	兵庫(50)	○	20	
34	奈良(52)	○	20	
35	和歌山(55)	○	18	
36	鳥取(51)	○	20	
37	島根(53)	○	20	祖母同居世帯を一般父子世帯と区別
38	広島(50)	○	20	
39	広島(55)	○	20	
40	山口(52)	○	20	
41	徳島(53)	○	20	
42	香川(50)	○	18	
43	愛媛(53)	×	18	
44	高知(55)	○	18	
45	福岡(55)	○	20	
46	佐賀(49)	○	20	
47	佐賀(50)	○	20	
48	佐賀(55)	○	18	
49	長崎(52)	○	20	
50	熊本(55)	○	20	
51	大分(52)	不明	20	
52	大分(55)	不明	20	
53	宮崎(52)	○	20	
54	宮崎(56)	○	20	
55	鹿児島(50)	○	20	
56	鹿児島(55)	○	20	
57	沖縄(55)	○	20	
58	名古屋(54)	○	20	満20歳以上の成人女性除く、但生死不明、病疾、拘禁のばあいを含む
59	神戸(54)	○	18	
60	広島(55)	○	20	
61	東京(54)	○	18	

注1 ()内の数字は調査実施年を示している。
2 Noは巻末の「分析資料一覧」と同一である。

表3 父子世帯(家庭)数および出現率

No	調査地域	全世帯数	父子世帯数	出現率(%)			
				全体	市部	市区部 (実数)	郡部 (実数)
1	北海道(54)	1,833,000	4,456	0.24		1,558 (札幌) 1,562 (道庁)	1,336
2	青森(53)		1,756				
3	岩手(53)		1,278			582	696
4	宮城(55)	594,791	1,962	0.33	0.24	973	989
5	秋田(53)		791				
6	山形(48)		802			445	357
7	山形(54)		881	0.27			
8	福島(51)	507,696	1,955	0.38	0.35	1,174	781
9	福島(54)		1,604			788	816
10	茨城(52)	614,208	2,269	0.37	0.29	937	1,332
11	栃水(51)		1,742			1,103	639
12	群馬(51)		1,245			556	689
13	群馬(56)	523,331	2,112	0.40	0.35	1,223	889
14	埼玉(53)		4,948	0.33	0.30		0.46
15	千葉(57)	1,487,110	2,200	0.15	0.14	1,866	334
16	東京(53)		11,800 (推計)	0.29	区部 0.30		
17	神奈川(49)		1,851	0.18	0.40 (川崎) 0.08 (横浜)	1,202 (川崎) 546 (横浜)	103
18	神奈川(54)	875,567	3,462	0.40	0.40	3,133	329
19	新潟(52)	633,170	1,273	0.20	0.16	648	625
20	富山(57)	295,013	1,163	0.39	0.40	850	313
21	石川(52)	299,155	919	0.31	0.26	545	374
22	福井(51)	198,800	543	0.27	0.22	303	240
23	山梨(53)						
24	長野(51)		1,041	0.2			
25	長野(55)		1,440	0.25		748	692
26	岐阜(54)	507,385	1,470	0.32	0.25	801	669
27	静岡(53)		2,672	0.28			
28	愛知(54)	1,705,911	4,302 (推計)	0.25	0.23	1,190 (名古屋) 3,106 (県庁)	988
29	滋賀(53)						
30	京都(42)	192,071	726	0.38		328	398
31	京都(54)		762			424	338
32	大阪(56)	1,857,490	6,680 (推計)	0.33 (50年)			
33	兵庫(50)	1,005,739	3,765	0.4	0.3	2,695	1,070

34	奈良(52)					441		268	173
35	和歌山(55)	329,527				1,500 (推計)	0.45	904	596
36	鳥取(51)	156,826 (50年)				502	0.32	0.20	189
37	島根(53)	212,438 (50年)				354	0.17	0.15	185
38	広島(50)					1,941			1,146
39	広島(55)	570,776				2,375	0.42	0.34	1,151
40	山口(52)	476,318				1,652	0.34	0.31	1,136
41	徳島(53)	223,393 (50年)				928	0.42	0.36	422
42	香川(50)					594	0.23	0.18	268
43	愛媛(53)					1,426 (50年)			
44	高知(55)	271,468				1,673	0.62	0.59	1,067
45	福岡(55)	683,529				2,480	0.36	0.34	1,170
46	佐賀(49)	210,135				558	0.25	0.18	211
47	佐賀(50)					470			
48	佐賀(55)	231,867				662	0.3	0.2	289
49	長崎(52)	445,671				1,797	0.4	0.3	914
50	熊本(55)					2,128	0.41	0.35	1,093
51	大分(52)	349,936				695	0.20	0.15	368
52	大分(56)	378,737				895	0.24	0.18	488
53	宮崎(52)	328,795				1,071	0.33	0.27	605
54	宮崎(56)	363,703				1,505	0.41	0.35	879
55	鹿児島(50)	550,502				1,901	0.35	0.26	791
56	鹿児島(55)	560,798				2,760	0.5	0.4	1,265
57	沖縄(55)	305,345				1,151	0.38	0.25	528
58	名古屋(54)	646,433				1,196	0.19		
59	神戸(54)					516			
60	広島(55)					1,310	0.41		
61	東京(54)					75,044 (被保護世帯) 491 (被保護世帯)	0.65		

(注) *は市部の出現率が郡部の出現率を上まわっていることを示す。
(50年)は昭和50年国勢調査を示す。

表4 昭和53年以降調査における市部、郡部別父子世帯数

No	調査地域	市部		郡部		合計	
		実数	%	実数	%	実数	%
1	北海道(54)	3,120 (札幌含)	70.0	1,336	30.0	4,456	100.0
2	青森(53)						
3	岩手(53)	582	45.5	696	54.5	1,278	100.0
4	宮城(55)	973	49.6	989	50.4	1,962	100.0
5	秋田(53)						
6	山形(48)						
7	山形(54)						
8	福島(51)						
9	福島(54)	788	49.1	816	50.9	1,604	100.0
10	茨城(52)						
11	栃木(51)						
12	群馬(51)						
13	群馬(56)	1,223	57.9	889	42.1	2,112	100.0
14	埼玉(53)						
15	千葉(57)	1,866	84.8	334	15.2	2,200	100.0
16	東京(53)						
17	神奈川(49)						
18	神奈川(54)	3,133	90.5	329	9.5	3,462	100.0
19	新潟(52)						
20	富山(57)	850	73.1	313	26.9	1,163	100.0
21	石川(52)						
22	福井(51)						
23	山梨(53)						
24	長野(51)						
25	長野(55)	748	51.9	692	48.1	1,440	100.0
26	岐阜(54)	801	54.5	669	45.5	1,470	100.0
27	静岡(53)						
28	愛知(54)	3,314 (名古屋含)	77.0	988	23.0	4,302	100.0
29	滋賀(53)						
30	京都(42)						
31	京都(54)	424	55.6	338	44.4	762	100.0
32	大阪(56)						
33	兵庫(50)						

※

※

34	奈良(52)						
35	和歌山(55)	904	60.3	596	39.7	1,500	100.0
36	鳥取(51)						
37	島根(53)	185	52.3	169	47.7	354	100.0
38	広島(50)						
39	広島(55)	1,151	48.5	1,224	51.5	2,375	100.0
40	山口(52)						
41	徳島(53)	422	45.5	506	54.5	928	100.0
42	香川(50)						
43	愛媛(53)						
44	高知(55)	1,057	63.8	606	36.2	1,673	100.0
45	福岡(55)	1,170	47.2	1,310	52.8	2,480	100.0
46	佐賀(49)						
47	佐賀(50)						
48	佐賀(55)	289	43.7	373	56.3	662	100.0
49	長崎(52)						
50	熊本(55)	1,093	51.4	1,035	48.6	2,128	100.0
51	大分(52)						
52	大分(55)	488	54.5	407	45.5	895	100.0
53	宮崎(52)						
54	宮崎(56)	879	58.4	626	41.5	1,505	100.0
55	鹿児島(50)						
56	鹿児島(55)	1,265	45.8	1,495	54.2	2,760	100.0
57	沖縄(55)	528	45.9	623	54.1	1,151	100.0
58	名古屋(54)						
59	神戸(54)						
60	広島(55)						
61	東京(54)						
	計	27,263	61.1	17,359	38.9	44,622	100.0

※印は郡部が過半数を越えていることを示す。

第4の「実践および再検証」は、「理論構成」において策定された問題解決プログラムの遂行と、プログラムの効果測定をも意図した追跡調査、再調査の実施・分析・考察を含む。この段階を経るすれば、その結果をふまえて「理論」は再度修正され、これにともない新たな問題解決プログラムが提出される。このように「実践および再検証」は「理論構成」に新局面をもたらし、新たな「理論構成」は再び「実践および再検証」の段階へと移行せざるをえない。

以上のプロセスを図示したものが図1（「父子家庭の問題構造および問題解決の理論」探究モデル）である。以下では、この「探究モデル」の諸要素について各調査の状況をチェックする。（表5）

まず先述の「定義」については、ほとんどすべての調査が父子家庭もしくは父子世帯の定義を下しているが、その表現は多くの場合不明瞭であり、調査方法や調査結果の内容と照合する必要がある。またそのように照合したとしても、互いに正確に比較できるのは先にあげた「児童の年齢」と「父と子以外の同居人の有無」の2項目程度である（表2参照）。

「理論仮説」については、父子家庭を類型化してその各々の問題構造を解明しようとしているものに北海道（54）、神奈川（54）、大阪（56）があり、これらはこの要件を満たすものとみられる。

「質問紙調査」は61の調査すべてが実施しているが、「事例調査」を実施しているのは神奈川（49、54）、大阪（56）のみである。「調査員の意見」を調査結果の分析に加えているものは京都（42）、佐賀（50）、神奈川（54）、神戸市（54）、宮城（55）である。

調査項目別の分析で未知の現象を明らかにしたものや「まとめと考察」で父子家庭の問題構造を論説しそれが一定以上の水準に達しているものは、「父子家庭問題への理論的貢献」を評価されてよい。京都（42）、神奈川（49）、東京（53）、東京（54）、北海道（54）、神奈川（54）、愛知（54）、和歌山（55）、大阪（56）の計9調査がこれに該当する。

「追跡調査」は佐賀（50）のみであるが、「再調査」は合計21を数える（調査地域が同一で調査主体の異なるものを含む）。このうち理論修正に貢献したとみられるのは、先にあげた東京（53）、北海道（54）、神奈川（54）、大阪（56）である。

以上の諸要素の要件をもっともよく満たしているのは神奈川（54）であり、つぎが大阪（56）、これに京都（42）、神奈川（49）、北海道（54）がつづく。東京（53）と被保護父子世帯のみを調査した東京（54）とは、両者を一体としてみるとユニークな貢献をしていると考えられる。これらは父子家庭の問題構造の解明と問題解決を目指す全調査のいわば中核に位置する貴重な成果である。

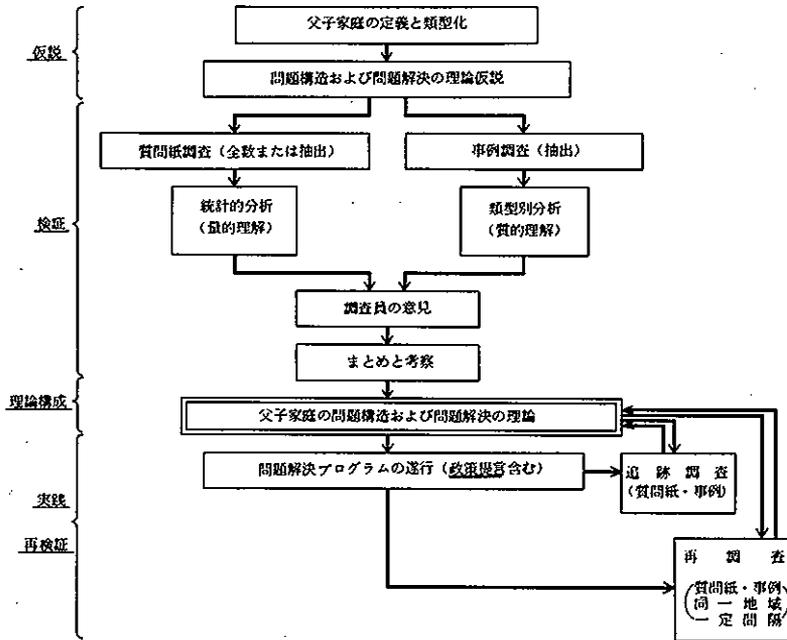


図1 「父子家庭の問題構造および問題解決の理論」探究モデル

表5 「理論」探究の要案の検討

No	調査地域	理論 仮説	質問紙 調査	事例 調査	調査員 の意見	の 理論的 貢献 (父子 家庭 問題 へ)	追 前 調査 (年)	再 前 調査 (年)	備 考
1	北海道(54)	○	○			○	(44)		
2	青森(53)		○						
3	岩手(53)		○						
4	宮城(55)	○		○			(52)	(52)	は泉社協調査、本調査は泉調査
5	秋田(53)	○							
6	山形(48)	○							
7	山形(54)	○					(48)	(48)	は泉社協、県民協の遺児家庭等調査、本調査は母子、老人、障害者を含む泉調査
8	福島(51)	○							
9	福島(54)	○					(51)	(51)	は父子家庭のみ、本調査は社会福祉総合動態調査
10	茨城(52)	○							
11	栃木(51)	○					(44)	(44)	も遺児世帯調査
12	群馬(51)	○							
13	群馬(56)	○					(51)	(51)	は泉社協、県民協調査、本調査は泉調査
14	埼玉(53)	○							
15	千葉(57)	○					(47)	(54)	
16	東京(53)	○				○	(47)		
17	神奈川(49)	○	○			○			
18	神奈川(54)	○	○	○	○	○	(49)		
19	新潟(52)	○							
20	富山(57)	○							
21	石川(52)	○							
22	福井(51)	○							
23	山梨(53)	○							
24	長野(51)	○							
25	長野(55)	○					(51)		
26	岐阜(54)	○							
27	静岡(53)	○							
28	愛知(54)	○				○			
29	滋賀(53)	○							
30	京都(42)	○				○			

31	京都(54)	○							(42)			
32	大阪(56)	○	○	○					(53)	(53)	は府社協調査、本調査は府調社	
33	兵庫(50)	○										
34	奈良(52)	○										
35	和歌山(55)	○						○				
36	鳥取(51)	○										
37	島根(53)	○										
38	広島(50)	○										
39	広島(55)	○								(50)	(50)	は県民協調査、本調査は泉調査
40	山口(52)	○										
41	徳島(53)	○										
42	香川(50)	○								(44)		
43	愛媛(53)	○										
44	高知(55)	○										
45	福岡(55)	○										
46	佐賀(49)	○										
47	佐賀(50)	○						○		(49)		
48	佐賀(55)	○								(49)	(49)	は泉社協調査、本調査は泉調査
49	長崎(52)	○										
50	熊本(55)	○								(51)	(51)	は泉社協調査、本調査は泉調査
51	大分(52)	○								(47)		
52	大分(55)	○								(52)		
53	宮崎(52)	○								(47)		
54	宮崎(56)	○								(52)		
55	鹿児島(50)	○										
56	鹿児島(55)	○								(50)		
57	沖縄(55)	○										
58	名古屋(54)	○										
59	神戸(54)	○						○				
60	広島(55)	○										
61	東京(54)	○							○			
計		3	61	3	5	9	1	21				

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

(2)調査の発達過程

これらの調査が開発した方法や知見を古いものの順に整理すれば、父子家庭の問題構造の解明の歴史を学ぶことができる。表6の略年表は、先に理論的貢献をしたとしてあげた9調査(中該の7調査を含む)を中心に、調

査方法や分析結果のエッセンスを実施年順に記入したものである。個々の事項は断片的であり、また相互に論理的な連関をもつものではないが、父子家庭問題の理解が着実に深められつつあることを認識できる。

表6 地方自治体における父子家庭生活実態調査の発達過程略年表

年	事	項
40	宮崎県が父子家庭を対象とした質問紙調査を実施する。	
42	京都府民児協が「母親のいない家庭の実態」を報告する。質問紙調査の結果に、調査員の意見と考察が加えられる。 問題家庭として、① 父に勤労意欲がなく育児の責任感と養育能力に欠ける家庭、② 父に勤労意欲はあるが、子どもの養育に手がかかり稼働できない家庭、③ 父が仕事にかまけて子どもを放置している家庭、④ 祖父母が主として子どもを養育する家庭をあげている。④が問題であるのは「児童が幼い家庭では老齢の祖父母に負担が重く、逆に児童が年長の家庭では、祖父母が児童の重荷になっている」からである。父子家庭問題の解決策としての再婚についても、①父の行状に問題がある、②子どもがいやがる、③先妻の子とじっくりいかず、また別れる、といった困難な状況を指摘して、必ずしも常に有効ではないと指摘している。	
44	宮崎ほか4地域で調査実施、宮崎は再調査(以後も4年毎に実施)。	
47	千葉ほか3地域で調査実施。	
48	山形(県社協、県民児協)、宮崎で調査実施。	
49	神奈川県が「母子及び父子世帯の生活実態調査」を報告(川崎市と共催)。質問紙調査のほかに、事例調査がおこなわれ、父子家庭における問題構造と問題解決の理論的検討が試みられている(下図)。	

父子世帯における問題の構造

父子世帯の発生事由	発生前の状況	離死別後の状況	問題の内容とそれへの解決	
生別 (離婚・別居)	離別に至る理由 夫婦関係の状況 夫の問題 妻の問題 親子関係の状況 夫側が子を引くことという事象。子の成長段階による 父親の子を引きとるとするという判断の要因	父の状況 就業上の問題 母の役割代行 家事の遂行 子の養育 子の状況 成長段階別に発はあるが養育上の問題 母親がいけないことからおこる心理的問題	問題の緊急性 (離死別直後あるいは父親の病弱などの事象の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 子の養育上の問題 家事遂行の問題 父子関係の問題 【具体的な問題として】 ①父の就業へのはねかまり(経済上の無理) ②生活時間の無理 ③子の発達への無理 ④生活規律の弛緩 ⑤符合生活設計への高懸
死別 (病別・事故)	急性疾患であったか 慢性疾患であったか 死別の予測可能性 喪(母)の死という事象への準備、喪生活の中の問題	以上のような状況をふまえた父子関係の状況 父が母の役割代行の困難なことからおこる問題 父と子のむすびつき	問題の恒常化 (父子世帯となってからの時間的ゆとりがなかから問題が恒常化してゆく)	<ul style="list-style-type: none"> 援助の可能性 職場の協力・援助 宗教組織 近隣の援助 親族の援助 自力での問題解決 福祉サービスによる対応 ○経済的対応 ○パーソナルカラーによる対応 ○相談サービス ○施設ケア ○応答による対応
発生事由に関わりなく共通の状況	経済的な状態 生活基盤の状態 親族等の援助の可能性 子の成長段階	家族・親族関係の状況 欠損の補家族となる条件	◎これらの問題に直面した父子世帯の緊急とそれに耐えてゆく条件	<ul style="list-style-type: none"> 最大の問題解決法だが子どもが新しい母になじむかどうかのポイント、と指摘。 結婚および家庭相談室の設置を提言している。

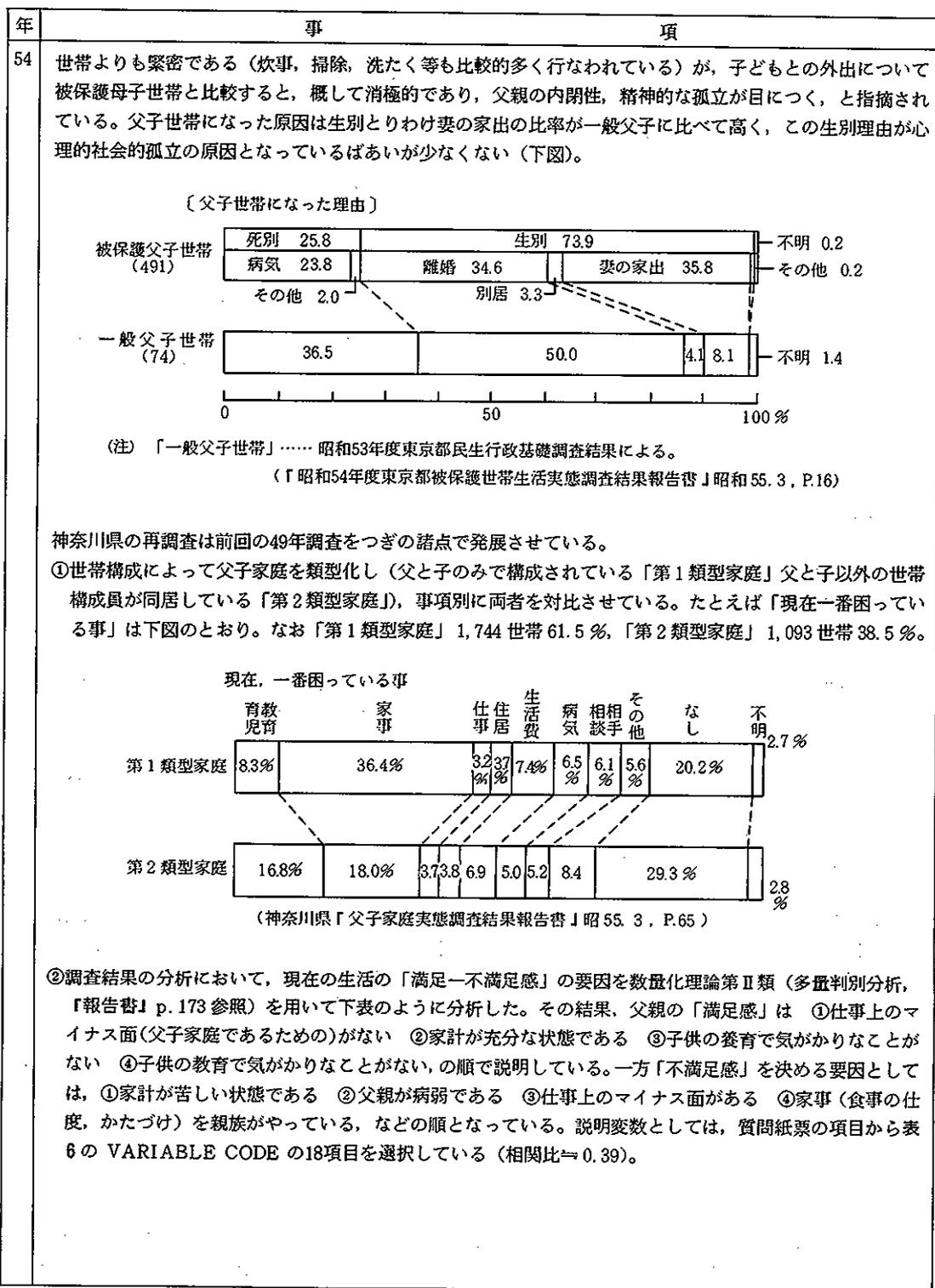
(神奈川県「母子及び父子世帯の生活実態調査報告書」昭52.3. p.61)

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

表6 つづき

年	事 項
49	<p>上図の理論化作業に事例調査によってえた知見が多く含まれている。事例の選択は質問紙調査の原票から一定地域（川崎市の一地区）を選定し、妻との離死別理由、職業、生活状況ごとにグルーピングし、そのなかから典型的と思われる世帯を抜きとって再調査を行なった。再調査したケースは全部で23例、そのうち、調査不能あるいは調査拒否の例を除いた16例を整理した。整理項目は、①家庭の状況 ②離死別前後の生活状況 ③現在の状況 ④問題点および将来の見通し ⑤福祉サービスへの考え方、の計5項目である。</p> <p>佐賀調査実施。</p>
50	<p>佐賀ほか5地域で調査実施。佐賀は49年調査の追跡調査。回収票501（前回531）のうち、再婚したもの56（前回調査で1年以内再婚希望者54）、復縁1、妻が帰ってきたもの2、末子が成人したもの12、世帯主が死亡したもの4、計75世帯が対象外となった。「母親がいなくなったことによる子どもの影響」は前回調査後平常にもどったものが28世帯39人あった。香川、再調査実施。</p>
51	<p>栃木ほか7地域で調査実施、栃木は再調査。</p>
52	<p>大分ほか9地域で調査実施、大分は再調査。</p>
53	<p>東京ほか12地域で調査実施、東京は再調査。</p> <p>東京調査は50年国勢調査の都内一般調査地区4調査地区を1標本調査地区として19,382地区設定し、その中から150地区を無作為に抽出し、その地区全世帯を全数調査し、父子世帯名簿を作成。えられた父子世帯数74。サンプル数として不足なので抽出地区の周辺地域の住民基本台帳から265世帯を無作為抽出。えられた父子世帯151。これをサンプルに加え計225。ただし父子世帯数の推計には国勢調査地区のみを用いる。推計値11,800、標本誤差2,749、標本誤差率23.33、出現率0.29である。（参考：56年都社会福祉基礎調査では、父子世帯の出現率0.53。関係者はこちらの数字の方がより実態を反映していると考えている。）</p> <p>また、父子世帯全数の傾向をみるには、国勢調査地区のサンプル数に拡大乗数160を乗ずることとされている。</p>
54	<p>北海道ほか11地域で調査実施。北海道、山形、福島、神奈川、京都、千葉では再調査。</p> <p>北海道では母親がわりのいる世帯を別集計。一般父子世帯と比べて差異の大きい事項はつぎの諸点である。</p> <p>①家庭人員。平均4.25人（一般2.87人） ②平均月収。10～20万の比率が高いのは一般父子と同じだが20万円以上の比率が高い。③父の勤労収入の世帯収入にしめる割合が高い。④生保受給率低い。2.9%（一般7.3%） ⑤父の健康状態。「ふつう」であるものが多い（子の健康状態には差なし） ⑥食事。朝夕とも親族等がつくるものが8割以上。父および子の負担は少ない（一般、父50%以上、子20%） ⑦子どもが病気のときの世話、ふだんの子どもの世話。同居親族が7割以上。父の負担少ない（一般では6割程度父が世話） ⑧父と子のふれあい。少ない ⑨最も困ること。「子どもの教育」をはじめ子どものことが中心（一般「本人の病気」「家事」「子どもの教育」「炊事」の順） ⑩再婚希望。ほぼ同率だが「再婚したい」とはっきりのべたもの「わからない」と答えたものの双方について若干比率が高い ⑪子どもの性格の変化。「変わらない」若干高く「しっかりした」は若干低い。</p>
<p>東京で被保護父子世帯のみを対象とした全数調査実施。被保護父子世帯の自立について、報告書は ①心身の健康回復（家計費の適切な支出含む） ②就労の促進、を強調している。親子関係については、一般父子</p>	

表6 つづき



川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

表6 つづき

年	事	項
54	CRITERION=現在の生活をどう思いますか？ (外的基準)	NORMALIZED CATEGORY WEIGHT (規準化されたカテゴリウエイト)
	VARIABLE CODE	COUNT WEIGHT RANGE GRAPH OF WEIGHT
	○年齢はいくつですか。	0.0940730 (満足) ← → (不満)
	1. 35歳未満	80 0.0000817 *
	2. 35~45歳未満	331 -0.0429538 **
	3. 45歳以上	278 0.0511193 **
	○原因はなんですか。	0.1729359
	1. 死 別	327 0.0908603 ****
	2. 生 別	362 -0.0820755 ****
	○父子家庭になってどの位ですか。	0.4645823
	1. 3年未満	316 0.1808872 ****
	2. 3~4年	136 -0.0044948 *
	3. 5~9年	183 -0.2252979 ****
	4. 10年以上	54 -0.2836951 ****
	○月収はどの位ですか。	0.1707561
	1. 150,000円未満	200 0.0871998 ****
	2. 150,000~200,000円未満	243 -0.0835563 ****
	3. 200,000円以上	246 0.0116431 *
	○住宅はどういう状況ですか。	0.1217195
	1. 持 家	307 -0.0674845 ***
	2. 借 家 等	382 0.0542349 **
	○仕事はなんですか。	0.2384341
	1. 自 営 業	137 0.0126292 *
	2. 常用勤労者	447 -0.0484887 **
	3. そ の 他	105 0.1899454 ****
	○医療保険は何に加入していますか。	0.2563934
	1. 国民健康保険	299 -0.0177975 *
	2. 被用者保険(本人)	281 -0.0580139 ***
	3. 被用者保険(被扶養者)	109 0.1983794 ****
	○子供は何人ですか。	0.1580813
	1. 1 人	256 0.0174816 *
	2. 2 人	315 -0.0534154 **
	3. 3 人以上	118 0.1046659 ****
	○父と子以外の世帯員はいますか。	0.1546513
	1. いない	436 -0.0567878 **
	2. いる	253 0.0978635 ****
	○現在の相談相手は誰ですか。	0.3707091
	1. 同居の親族	126 -0.2335392 ****
	2. 別居の親族	242 0.1371699 ****
	3. 友人等	124 0.0315350 *
	4. 公的機関等	35 0.0558267 **
	5. な い	162 -0.0594658 ***
	○近所の人たちのおつきあいはどの程度ですか。	0.1323231
	1. つきあっている	383 -0.0587676 ***
	2. つきあっていない	306 0.0735555 ***
	○食事の仕度、かたづけは誰がやっていますか。	0.5314853
	1. あ な た	329 -0.1198793 ****
	2. 子 供	136 0.0105734 *
	3. 親 族	198 0.2313435 ****
	4. そ の 他	26 -0.3001418 ****
	○家計の状態はどうですか。	0.6895604
	1. 充分である	202 -0.4076531 ****
	2. やっていきける	220 0.0321668 *

表6 つづき

年	事	項
54	3. 足りない	267 0.2819073 *****
	○父子家庭であることで仕事上のマイナスはありますか。	1.0299891
	1. あ る	478 0.2666251 *****
	2. な い	157 -0.7633641*****
	3. わからない	54 -0.1407152 *****
	○あなたの健康状態はいかがですか。	0.4883110
	1. 健康	244 -0.2208555 *****
	2. 普通	367 0.0899924 *****
	3. 病弱	78 0.2674555 *****
	○お子さんの養育で気がかりなことはありますか。	0.5501568
	1. あ る	488 0.1604957 *****
	2. な い	201 -0.3896612 *****
	○お子さんの教育で気がかりなことはありますか。	0.4340814
	1. あ る	522 0.1052128 *****
	2. な い	167 -0.3288686 *****
	○休日は何にあてていますか。	0.4279042
	1. 育児教育, 家庭サービス	115 0.2161304 *****
	2. 家事	245 0.0823404 *****
	3. 趣味, 娯楽	68 -0.2117738 *****
	4. 休養	205 -0.1038350 *****
	5. その他	56 -0.1668140 *****

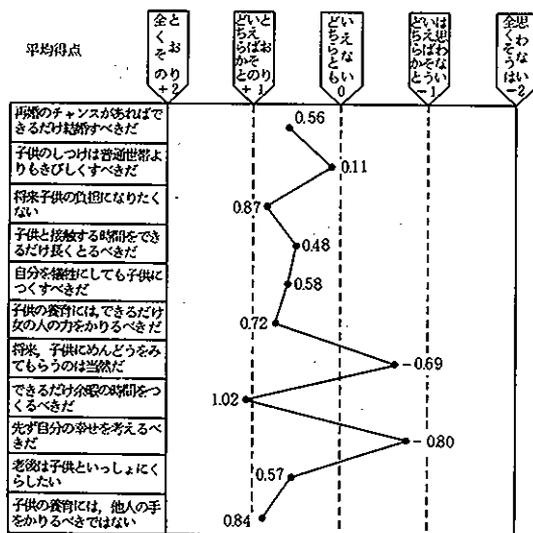
(神奈川県「父子家庭実態調査報告書」昭55.3, pp.113-114)

③質問紙調査と事例調査の双方に民生・児童委員(調査員)の意見を加えている。

④「まとめ」において父子家庭の生活実態と生活意識のズレを指摘している。すなわち成長期の子供を抱えながら、父親が必ずしも養育に関心を持たず、さらに「経済状態」「家事」「育児・教育」等の問題を抱えながら、生活意識としては「普通である」とする割合が非常に高い(58.0%)。また、児童の側からの父子家庭生活実態への接近の重要性を説き、これまでの父親中心の接近法を反省している。

愛知調査は「父子関係を中心とした人生についての父親の基本的な考え方」を明らかにした、結果は下図のとおり。

父子関係を中心とした人生についての父親の基本的な考え方



(「昭和54年度愛知県父子家庭実態・意識調査報告書」昭和55.2, P.113)

*全社協, 全民児協「父子家庭対策要綱」54年7月

表6 つづき

年	事	項																																																																																																						
55	和歌山ほか12地域で調査実施。宮城、長野、広島、佐賀、熊本、鹿児島は再調査。	<p>和歌山調査では、父子家庭の最も高かった希望が「父子家庭の組織化」で48.8% ついで「税制の優遇措置」46.8%「融資制度」31.5%「子どもの生活指導」28.5%である。「組織化」によって「税の優遇措置」等の実現をはかろうという意志をよみとれる。またこの調査は子どものうける影響の大きさ（就学児童の帰宅後の世話では「家族にめんどうをみてもらえぬ児童」が70%をこえている）に注目している。</p>																																																																																																						
56	大阪以下3地域で調査実施。大阪、群馬、宮崎は再調査。大阪調査の貢献は以下のとおり。	<p>①子どもの年齢別に下表のごとく父子家庭を類型化し、右下のような理論仮説を構成した。調査結果の分析ではこの類型毎のニーズと施策を考察している。なお、祖父母の有無は各類型とも、必ずしも問題の軽減を意味しないと指摘している。</p> <table border="1" data-bbox="155 681 769 1031"> <thead> <tr> <th rowspan="2">子ども の学齢</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">C</th> <th colspan="2">D</th> <th colspan="2">E</th> <th colspan="2">F</th> <th colspan="2">G</th> <th colspan="2">H</th> <th rowspan="2">I</th> </tr> <tr> <th>その1</th> <th>その2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学 前 (乳幼児)</td> <td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td> </tr> <tr> <td>小 学 生</td> <td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td> </tr> <tr> <td>中・高 校生</td> <td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td> </tr> <tr> <td>大 学・就 業 ・その他</td> <td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(該当年令の子あり：○印) なし：×印)</p> <p>② A類型は、乳幼児および小学生をかかえており、中学生以上の子はいないという家庭で、父親に家事、育児の負担がもろにかかってゐることが予想される。B類型は小学生のみで、Aにくらべやや負担は軽い。ほぼ同じ傾向である。</p> <p>③ C類型は、中・高校生がいる家庭で、思春期の子をかかえており、母がおらず、情緒的な安定を欠きやすい家庭であるだけに、非行化などへの不安が大いであろう。</p> <p>④ D類型は、Cに加えて就学前の子どももあり、中・高校生の子にとっては、その面倒もみなければならない場合も予想され、年長の子の負担が大きく、父子関係がうまくいっている場合には、年長の子の責任感等から一家をあげて協力してこうとするプラスの要因として家族結合が強まるが、子が不平不満の心を持つようになると家族崩壊につながりかねない。非常にむずかしいタイプの父子家庭である。(但し出現率は余り高くない)</p> <p>⑤ E、F、G、Hの類型は、一応、大学生又は、既に働いている大きな子どももある。幼児がいる場合でも何とか協力してやって行ける場合が多い。しかしこの場合でも、病気等の不時の場合に対する援助は必要であろう。I類型は、大きな子のみであるから、まず問題の少ない家庭とみてよい。</p> <p>(「昭和56年度大阪府父子家庭実態報告書」昭57. 3, pp. 10~11)</p> <p>②また所得階層を6区分し、各々の階層について、生活条件と問題を考へている。(11万未満、11~16万未満、16~19万未満、19~24万未満、24~40万未満、40万以上の6区分)。</p> <p>③事例調査は類型別事例調査とし、上のA~Iの各々から100世帯抽出し、下の生活歴調査票にしたがって聞きとり調査を行い、さらに子どもに対する補充質問を行った(有効回答74世帯)。つぎにどの回答票を類型別にモニター化して問題点をうかびあがらせる形で事例を作成した。つまり1事例は数個の事例を合成して構成される。同居親族のいるE、G類型のものを一例あげておく。</p>	子ども の学齢	A		B		C		D		E		F		G		H		I	その1	その2	就学 前 (乳幼児)	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	小 学 生	×	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	×	中・高 校生	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	大 学・就 業 ・その他	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														
子ども の学齢	A			B		C		D		E		F		G		H		I																																																																																						
	その1	その2	その1	その2	その1	その2	その1	その2	その1	その2	その1	その2	その1	その2	その1	その2																																																																																								
就学 前 (乳幼児)	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×																																																																																								
小 学 生	×	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	×																																																																																								
中・高 校生	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×																																																																																								
大 学・就 業 ・その他	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																								

表6 つづき

年	事	項
56	生活歴調査票 (Schedule)	
	夫 (事項)	妻
1. 最終学歴 (学卒時年齢)		
2. 職歴 (期間を含む)	(才)	(才)
3. 最長職		
4. 住居地変更	30才	(才)
5. 婚姻生活の変動 (別居期間等)	40才	(才)
6. 病気・入院の起った時期		
7. 子どもの歴年変化 (出生・就学・養育者の変化等)	● --- (現在の年齢)	(才)
8. 生活上の問題	以上1~7につき生活歴表に書き込むと共に	
9. 今後の展望	8, 9 について自由回答の形で聞き取る	
(『昭和56年度大阪府父子家庭実態報告書』p. 97)		
(事例6) ……類型E・Gに相当		
<p>家族は世帯主(父)35才, 長男8才, 次男4才, 母63才, 妹27才の5人家族。結婚は26才の時(妻23才)。一応, 飲食店を妻と2人で営み順調にっていたが店を揚げ, 小料理屋ふうに酒を主体とするようになってから, (4年前) 出入りの客と妻が親密になって蒸発。その前からも妻は家事をほとんどせず, 母が面倒を見ていた。</p> <p>妻が家出したことから客商売などかかって悪くて出来なくなり, トラックの運転手に転職。現在は仕事の都合で月2~3度しか帰らず寮で生活している。収入はほぼ半減した。幸い親の持家なので何とかやっていると以前の生活ようにはいかず, 家族全体がまだ低い収入の生活に適應できていない。父は妻に男関係で家出された事に強いショックを受け, また運転手という仕事のストレスも重なって胃かいようになり, 何度も吐血, 入院する有様で全く生活意欲を喪失している。</p> <p>現在は母が家事をしているし, 子どものPTAなどは妹が出席するなどしているが, 母は足が悪く今後が心配であるし, 妹の結婚の事もあって, むしろ将来に不安材料がいっぱいである。本人は, 仕事が順調にっていた時の妻の家出だけに女性への不信が強く今の所再婚の意志は全くない。</p> <p>(考察) このケースは, 本人の母や妹が同居しており, 家事・育児等には全く問題がないように見えるが, だからといってこのまま父子家庭としての生活パターンが確立し, このまま継続して行けるとは言えない。むしろ母の高齢化, 妹の結婚等を考えると将来において本当の父子家庭の問題が浮び上って来る。将来を見通した対応を真剣に考える必要があるが, 本人は母・妹に頼りすぎて問題を主体的に解決していこうという意欲がそがれている。逆説的に言えばメソメソしている余裕などないという方が立直りは早かったかも知れない。父子家庭を家族構成等から表面的に見ることの危険を示す例といえよう。カウンセリング的な相談援助が重要なケースである。</p>		
(『昭和56年度大阪府父子家庭実態報告書』pp. 101~102)		
④本調査は父子家庭になった直後の適切なサービスを提言している。		

表6 つづき

年	事 項
57	千葉、富山で調査実施。
58	* 全国母子世帯等調査実施（父子世帯、養育者世帯について、初めての全国調査）

IV おわりにかえて

個々の調査は先行調査に学びつつ、企画や分析の方法をより精密にし、あるいは先行調査に欠けていた分析視角を補って、ゆきとどいた問題把握に努める。調査の発達過程とはそのような試行のくり返しである。筆者の吟味によれば、分析対象とした61の調査のなかでも、神奈川県(49)→東京(53, 54)→神奈川県(54)→大阪(56)とつづく発達過程は、このことをきわめて明瞭に例証している。⁴⁾現時点でもっとも精緻な調査報告は、したがって大阪(56)である。

本研究に残されたつぎの課題は、収集したすべての調査の知見を総合して「父子家庭の問題構造および問題解決の理論」を構成して試みることである。その場合、調査の発達過程を考慮すれば、先ず大阪(56)によって全体的構想を練り、つぎに神奈川県(54)→東京(53, 54)→神奈川県(49)とさかのぼり基本的枠組を修正しつつ内容をふくらませる、さらに北海道(54)、京都(42)、愛知(54)、和歌山(55)にあたり、ついで表5の「理論」探究の諸要素をよく満たしているものの順に、また実施

年の新しいものの順に検討し新たな修正を加える、これが正当かつ効率的な方法であろう。

(注)

- 1) 前年度報告とは、拙稿「父子家庭のニーズの動向に関する研究—地方自治体における実態調査の分析(その1)—」⁸⁾『日本総合愛育研究所紀要』第19集、昭和58年12月、PP. 237-253、を指す。
- 2) この調査は、厚生省児童家庭局『昭和58年度全国母子世帯等調査結果の概要(昭和58年8月1日現在)』昭和59年4月、として報告されている。
- 3) 表3に児童の年齢を18歳未満とした調査をみると、隣接している地域同志という例が2、3みられる。(茨城—栃木、長野—岐阜—静岡、香川—愛媛—高知)。
- 4) 略年表の記述だけでは断片的であり、これらの調査の発達過程が不十分にしか表現されないで、別の機会に、各調査の内容を詳しく紹介しつつ、発達の脈絡を明らかにすべきである。

分析調査一覧

No	調査地域	調査名	調査時点	調査主体	調査員	調査方法	備考
1	北海道	北海道父子世帯実態調査	54.6.10	財北海道民生委員連盟 北海道社協	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に名簿を作成し、民生委員が修正する。 ○全数調査 ○訪問面接調査 	調査委員会を設置。札幌市を含む。
2	青森県	青森県における母子世帯等の実態調査	53.9.1	青森県	民生・児童委員 (ただし、不在の場合には、母子福祉会委員、児童健全育成対策推進員)	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯、父母のいない児童の世帯、寡婦世帯の調査を含む。
3	岩手県	岩手県社会福祉総合動態調査	53.8.1	岩手県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○民生・児童委員からの名簿をもとに各市町村民生主管課と県福祉事務所が協議のうえ調査対象者名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯、ひとりぐらし老人、ねたきり老人、身体障害者児、精神薄弱者児の調査を含む。
4	宮城県	父子家庭実態調査	55.10.1	宮城県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に名簿を作成し、そこで把握出来なかったものは本調査で補った。 ○全数調査 ○訪問留置調査 	仙台市に限り、民が直接本調査（民生・児童委員が把握している対象者名簿により）を実施
5	秋田県	父子世帯実態調査	53.8.1	秋田県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	
6	山形県	遺児家庭等実態調査	48.8.20	山形県民生児童委員協議会 山形県社協	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子家庭、父母のいない児童の調査を含む。
7	山形県	山形県社会福祉総合調査	54.9.1	山形県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯、ひとりぐらし老人、ねたきり老人、身体障害者児、精神薄弱者児の調査を含む。
8	福島県	父子家庭の実態調査	51.6.1	福島県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問留置調査 	

- 注1 自治省で整理している順序にしたがっているが、同一地域の場合は調査時点の古いものの順である。
 2 No61の東京調査は被保護世帯のみであり、対象が限られているので最後においた。
 3 前回報告した36調査もこのうちに含まれている。

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

No	調査地域	調査名	調査時点	調査主体	調査員	調査方法	備考
9	福島県	福島県社会福祉総合動態調査	54.11.1	福島県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 民生・児童委員からの名簿をもとに各市町村民生主管課と県福祉事務所が協議のうえ、調査対象者名簿を作成 全数調査 訪問面接調査 	母子世帯、ひとりぐらし老人、ねたきり老人、身体障害者児、精神薄弱者児の調査を含む。
10	茨城県	茨城県父子世帯の実態調査	52.9.1	茨城県（茨城県社協に委託）	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 全数調査 訪問面接調査 	
11	栃木県	遺児実態調査	51.8.1	栃木県栃木県民生委員連合会	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳を基に名簿を作成 全数調査 訪問面接調査 	
12	群馬県	母子世帯等実態調査	51.11.1	群馬県社協各都市町村社協群馬県民生・児童委員協議会	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 全数調査 訪問面接調査 	母子世帯、準母子世帯、父母のない児童世帯、寡婦世帯の調査を含む。
13	群馬県	母子世帯等実態調査	56.8.1	群馬県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳を基に名簿を作成し、民生委員が修正する。 全数調査 訪問面接調査 	母子世帯、父母のない児童世帯、寡婦世帯の調査を含む。
14	埼玉県	母子家庭等実態調査	53.8.1	埼玉県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 全数調査 訪問面接調査 	母子家庭の調査を含む。
15	千葉県	父子家庭実態調査	57.8.1	千葉県（千葉県民生・児童委員協議会に委託）	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 全数調査 訪問留置調査 	
16	東京都	母子・父子世帯生活実態調査（東京都民生行政基礎調査）	53.7.20	東京都	社会調査に理解と熱意のある者の中から知事が任命	<ul style="list-style-type: none"> 国勢調査地区より無作為抽出（抽出率1/129）それに住民基本台帳より無作為抽出したものを追加する。 訪問面接調査 	母子世帯の調査を含む。
17	神奈川県（横浜市を除く）	母子及び父子世帯の生活実態調査（昭和49年度民生行政基礎調査）	49.8.1	神奈川県川崎市	各市区福祉事務所長あるいは各市区社会福祉担当部長の推せんするもの、主として民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳を基に民生委員等が検討し名簿を作成。 全数調査 訪問留置調査（一部面接調査） 	母子世帯の調査を含む。川崎市を含む。

No.	調査地域	調査名	調査時点	調査主体	調査員	調査方法	備考
18	神奈川県 (横浜市 川崎市を 除く)	父子家庭実態調 査	54.6.1	神奈川県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に 名簿を作成 ○全数調査 ○訪問留置調査 	
19	新潟県	母子・父子世帯 等の生活実態調 査	52.8.1	新潟県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に 名簿を作成し、調査 員が他に把握してい るものを追加する。 ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯、準母 子世帯、準父子 世帯の調査を含 む。
20	富山県	地域福祉実態調 査	57.5.1	富山県	民生・児童委員 身体障害者相談 員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子家庭、寡婦 家庭の調査を含 む。
21	石川県	母子・父子世帯 実態調査	52.6.1	石川県(石川県 社協に委託)	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯の調査 を含む。
22	福井県	遺児世帯の実態 調査	51.5.1	福井県社協	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	
23	山梨県	父子世帯実態調 査	53.10.1	山梨県	児童福祉・母子 福祉業務に従事 する者並びに父 子福祉に理解が あり適当と認め られる者を市町 村長が委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に 名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	調査結果は入手 していない。
24	長野県	父子家庭実態調 査	51.12.20	長野県		<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	
25	長野県	父子家庭実態調 査	55.2.1	長野県		<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 	
26	岐阜県	父子世帯実態調 査	54.7.1	岐阜県 岐阜県社協	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

No	調査地域	調査名	調査時点	調査主体	調査員	調査方法	備考
27	静岡県	父子家庭生活実態調査	53.8.1	静岡県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	
28	愛知県	愛知県父子家庭実態・意識調査	54.7.1	愛知県	市町村の職員 民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋市は「父子家庭および準父子家庭名簿」(名古屋市所管)を台帳に全数、その他の地域は「父子家庭および準父子家庭名簿」(愛知県所管)から市町村で修正を加え、台帳として地域層化の上1/10抽出。 ○留置法(可能な場合は面接調査) 	名古屋市を含む。企画・実査の指導および分析担当は、社会開発統計研究所
29	滋賀県	滋賀県父子世帯生活実態調査	53.7.1	滋賀県(滋賀県民生・児童委員協議会連合会及び各市長に委託)	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳または各民生・児童委員が保管する世帯票より名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	調査結果は入手していない。
30	京都府(京都市を除く)	母親のいない家庭調査	42.11.1	京都府民生児童委員協議会	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	
31	京都府(京都市を除く)	父子世帯生活実態調査	54.10.1	京都府民生児童委員協議会	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査(不可能な場合は、留置後日回収) 	
32	大阪府(大阪市を除く)	大阪府父子家庭実態調査	56.9.20	大阪府(大阪府父子問題研究会に委託)	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○民生・児童委員が把握している全ての父子家庭名簿を作成 ○名簿より1/2を無作為抽出 ○訪問面接調査 	
33	兵庫県(神戸市を除く)	母子世帯、父子世帯の生活実態調査	50.8.1	兵庫県	社会福祉関係者の中から福祉事務所長が選任する。	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯の調査を含む。
34	奈良県	父子家庭および両親のない家庭の生活実態調査	52.3.1	奈良県民生委員連合会	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	

No	調査地域	調査名	調査時点	調査主体	調査員	調査方法	備考
35	和歌山県	父子家庭実態調査	55. 8. 1	和歌山県 和歌山県社協	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○国勢調査及び民生児童委員による予備調査を行う。 ○全数調査 ○訪問面接調査 	
36	鳥取県	父子家庭の生活実態調査	51.10. 1	鳥取県 鳥取県民生児童委員協議会	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	
37	島根県	島根県父子世帯実態調査	53. 8. 1	島根県	児童福祉関係職員 民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	
38	広島県	父子家庭の生活実態調査	50. 7. 1	広島県民生児童委員協議会	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	
39	広島県	広島県父子世帯実態調査	55. 7. 1	広島県 (社会開発総合研究所に委託)		<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳及び民生・児童委員の所有する世帯票を基に名簿を作成 ○全数調査 ○郵送法 	
40	山口県	山口県母子世帯、父子世帯等実態調査	52. 6. 1	山口県	山口県母子福祉連合会会長が各福祉事務所長と協議のうえ、推せんしこれを知事が委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯、準母子世帯、父母のない世帯の調査を含む。
41	徳島県	徳島県母子世帯等実態調査	53. 7. 1	徳島県	各福祉事務所長は市町村と協議のうえ未亡人会会員、母子福祉協助力員及び民生児童委員の中から推せんし、知事が依頼	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯、準母子世帯、父母のない子どもの調査を含む。
42	香川県	父子世帯実態調査	50.12. 1	香川県民生児童委員協議会連合会 香川県社協	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○民生児童委員の判断により、手元資料の活用、聞き合わせ、訪問面接など 	
43	愛媛県	愛媛県父子家庭生活実態調査	53. 7. 10	愛媛県	当該市町村の職員、民生児童委員、その他適当なものに委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ○国勢調査から該当300世帯を無作為抽出 ○訪問面接調査 	

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

No	調査地域	調査名	調査時点	調査主体	調査員	調査方法	備考
44	高知県	高知県父子世帯実態調査	55.8.1	高知県	市町村母子相談員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	
45	福岡県	母子世帯等実態調査	55.10.	福岡県	民生・児童委員等	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯，寡婦世帯，父母のいない世帯の調査を含む。
46	佐賀県	父子世帯実態調査	49.8.1	佐賀県民生児童委員連絡協議会 佐賀県社協	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問留置調査 	
47	佐賀県	父子世帯実態追跡調査	50.10.1	佐賀県民生児童委員連絡協議会 佐賀県社協	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○前回の調査対象となった父子世帯 ○訪問留置調査 	
48	佐賀県	佐賀県の母子・父子家庭の実態	55.8.1	佐賀県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問留置調査 	母子家庭の調査を含む。
49	長崎県	長崎県母子・寡婦・父子世帯実態調査	52.10.1	長崎県長崎県民生児童委員協議会	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯，寡婦世帯の調査を含む。
50	熊本県	熊本県母子・父子世帯実態調査	55.10.15	熊本県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯の調査を含む。
51	大分県	母子世帯等実態調査	52.8.1	大分県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 	母子世帯，寡婦世帯の調査を含む。
52	大分県	母子世帯等実態調査	55.8.1	大分県	各福祉事務所長が，市町村長と協議のうえ民生委員総務，母子相談協助人員，母子福祉会役員等から推せんし，知事が任命	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯，寡婦世帯の調査を含む。

No	調査地域	調査名	調査時点	調査主体	調査員	調査方法	備考
53	宮崎県	母子・寡婦・父子世帯生活実態調査	52.7.1	宮崎県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯、寡婦世帯の調査を含む。
54	宮崎県	母子・寡婦・父子世帯生活実態調査	56.7.1	宮崎県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	母子世帯、寡婦世帯の調査を含む。
55	鹿児島県	鹿児島県社会福祉総合調査	50.11.1	鹿児島県	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問留置調査 	
56	鹿児島県	社会福祉総合調査	55.8.1	鹿児島県	民生・児童委員 ただし民生・児童委員が病気その他の事情により調査に従事することが困難な場合市町村長の推せんするもの	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問留置調査 	社会福祉行政の対象となる老人身体障害者(児)、精神薄弱者(児)、重病心身障害者(児)、母子世帯、寡婦世帯、要保育児童の調査含
57	沖縄県	父子世帯実態調査	55.8.1	沖縄県民生委員協議会連合会 沖縄県社協	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○既存資料を基に名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	
58	名古屋市	父子家庭実態・意識調査	54.7.1	名古屋市 名古屋市民生委員連盟	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋市所管の「父子家庭及び準父子家庭名簿」に基く全数調査 ○留置法 	54年愛知調査と同じもの
59	神戸市	父子世帯調査	54.7.1	神戸市社協 神戸市民生委員協議会連合会	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問面接調査 	
60	広島市	父子世帯生活実態調査	55.4.1	広島市	民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳を基に名簿を作成 ○全数調査 ○訪問面接調査 	
61	東京都	被保護世帯生活実態調査	54.9.1	東京都	福祉事務所の担当職員等から知事が任命	<ul style="list-style-type: none"> ○全数調査 ○訪問面接調査 	

Study on Trends of Motherless Families' Needs

An Analysis on Local Governments' Surveys
on the Conditions of Motherless Families (II)

Yasuhiro Kawanishi

We have 61 survey reports on the conditions of motherless families so far, and have recognized that 74 surveys had been reported from these descriptions. Every survey shows the numbers of motherless families, the structure of the problems, and the social services to be prepared. Their figures range from 354 to 11, 800, and that they are increasing steadily. Structural meaning of motherlessness as a social problem is to be made known systematically. So the original research system has been put forward by way of analysing the methods and the findings of surveys. Also has the advances of knowledge on the structural problems been historically reviewed, though it does not mean we have got the theory of motherlessness nor of the social services for solving them.